

京情審答申第61号
平成19年2月19日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年4月17日付け8不第20号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした別表2の部分のうち別表1の部分を公開すべきである。その余の判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年1月23日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成17年2月3日付け京都府相楽郡南山城村田山地区内に於ける古畳不法投棄事案に係る報告書」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成18年2月2日、実施機関は、上記請求に対応する公文書として「平成17年2月3日付け京都府相楽郡南山城村田山地区における古畳の不法投棄事案に係る報告書」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公文書部分公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 3 平成18年3月28日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成18年4月17日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例の非公開事由の解釈と本件公文書の公開の必要性について

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど、府民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を定めている。したが

って、その運用に当たっては、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して運用されるべきである。

実施機関は、本件申立てに係る情報は、条例第6条第1号、第3号及び第5号に該当するとしているが、これは、条例の解釈を誤ったものである。

本件は違法行為に係る事案であり、違法行為については積極的に公開をし、未然に防止することが条例の趣旨であり、違法行為に対して行政が適切に対応しているかどうかをチェックすることも条例の趣旨であると考ええる。

2 関係者の氏名について

関係者の氏名として非公開とされているものの中に、会社の代理人と称する人物が含まれていると考えられる。この者は会社の代理人を業として行っており、これは事業に関する情報であって、条例第6条第1号の個人情報として非公開とすべきではない。また、報酬を得て活動しているのであれば法律事務を代理していることになり、弁護士法違反の行為である。違法行為をしている個人の氏名を非公開とする必要はない。

3 違法行為に係る法人について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第16条違反の不法投棄については、廃棄物処理法の改正が頻繁に行われており、不法投棄の深刻化を背景に、何人に対しても廃棄物の投棄を禁止し、直接罰をもって、生活環境の保全を図ることを明確にしている。平成15年改正では未遂罪が創設され、平成16年改正では準備罪が創設されている。

また、2006年4月1日からは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)が施行されており、同法第2条第3項の通報対象事実では、別表第6号に廃棄物処理法が明記されており、廃棄物処理法違反は通報対象事実であるから、不法投棄に係る事実は、既遂であると、未遂であると、準備行為であるとを問わず、積極的に公開されるべき情報である。

実施機関は、本件の関係法人が、本件不法投棄事案に係る正犯、共同正犯又は従犯であることを客観的に確認できないと主張するが、廃棄物処理法に係る違法性の認定については、既に廃棄物を放置したことを不法投棄と考えることもできるし、持ち込もうとした部分をとらえれば不法投棄目的の運搬行為であり、現在の廃棄物処理法では犯罪として規定されている。

本件は、不法投棄目的の収集運搬であり、廃棄物処理法第26条第6号に違反する犯罪行為である。したがって、そのような業者に、法人

の競争上の利益をいう資格はない。

また、生活環境等に対する支障があるので、条例第6条第3号ただし書に該当する。

4 産業廃棄物処理業者への指導について

実施機関は、指導を行った産業廃棄物処理業者の名称を公開すると産業廃棄物処理業者が指導に従わなくなると主張しているが、指導に従わないような悪徳業者は、存続している社会的価値はなく、むしろ善良な産業廃棄物処理業者を保護するためには、社会的に淘汰されるべきであるし、指導に従わないような悪徳業者に対しては、刑事告発や廃棄物処理法第19条の3の改善命令、第19条の4の措置命令を発すべきであり、法的強制力のない行政指導に従わないおそれがあることを非公開の理由にすべきではない。

5 不法投棄に係る行為地について

実施機関が「不法投棄に係る行為地を公開することにより、第二、第三の不法投棄が行われる。」というのは詭弁であり、不法投棄がされやすい現場を広く公開することにより再発を防止できるのである。

第1次的に、不法投棄の監視をしているのは住民であって府の職員ではない。府に限らず、全国の都道府県においては、あまりの不法投棄の多発に対して手が回らない状態であり、だからこそ、情報公開による国民の全員監視が必要なのである。

6 その他の主張について

本件不法投棄事案は、三重県の公文書開示請求により開示された業務報告書に記載された事案と同一の事案である。三重県の業務報告書では廃置の撤去先住所、自動車の登録番号、法人の名称及び撤去作業の様子を写した写真は開示されている。本件公文書にも同様の情報が記録されているはずであり、公開すべきである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成17年2月2日に、三重県内の保管場所に保管されていた廃置の一部を、同所から京都府南山城村田山地内に搬入途中に、トラックが脱輪したため脱輪現場に一時降ろし、翌日再び積み込

むために別のトラックにて脱輪現場に来た者に対して、実施機関が適正処理を指導した結果、同日、当該廃置を三重県内の元の保管場所に戻させた事案（以下「本件指導事案」という。）に係る報告書である。

2 条例第6条第1号該当性について

現場に居合わせた関係者の氏名、電話番号、生年月日、住所、写真に記録された容姿並びに現場に居合わせた関係者が証言した土地所有者であるとする者の氏名及び現場に居合わせた関係者に廃置の運搬を指示したとする者の氏名の部分（以下「関係個人情報」という。）については、個人を直接特定することができる情報であり、本件指導事案に関わっていることは通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第6条第1号に該当すると判断し公開しないこととした。

なお、本件指導事案については、即日解決し完結した事案であり、現場に居合わせた関係者が名乗った氏名等の情報の真偽等については事実確認をする必要がなかったため行っていない。

したがって、実施機関が現場に居合わせた関係者から収集した情報等を基に総合的に検討した結果、関係個人情報については条例第6条第3号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しないものと判断した。

3 条例第6条第3号該当性について

関係者の屋号、関係法人の名称、自動車登録番号、関係場所の所在地並びに写真に記録された自動車登録番号、関係法人の名称、関係法人の所在地及び電話番号の部分（以下「関係法人等情報」という。）については本件指導事案の関係法人又は事業を営む個人（以下「関係法人等」という。）の当該事業に関する情報であるが、関係法人等が本件指導事案に係る、いわゆる正犯、共同正犯又は従犯であることを客観的に確認できない状況下において、関係法人等情報を公開すると、関係法人等が実施機関から指導を受けたことが明らかになることにより、関係法人等に対する誤解や不信が生じ、関係法人等の社会的評価や社会的信用を損なうなど、公にすることにより、関係法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号に該当すると判断し公開しないこととした。

なお、本件指導事案については、即日解決し完結した事案であり、条例第6条第3号ただし書には該当しないと判断した。

4 条例第6条第5号該当性について

(1) 関係個人情報及び関係法人等情報について

廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としている。

実施機関は、本件指導事案のような廃棄物の不適正な処理を発見した場合に、廃棄物処理法に基づき、行為者等に対して、直ちに指導を行うとともに廃棄物の適正処理をさせている。

そのような状況の下で行為者等である個人や法人が特定される情報を公にすると、行為者等が実施機関の指導に従わなくなり、その結果、現場がそのまま放置され、不法投棄が不法投棄を呼ぶなど、事務事業の性質上、問題解決の遅延等を招き、当該又は同種の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、本件指導事案においても同様の考えに基づき条例第6条第5号に該当すると判断し公開しないこととした。

(2) 実施機関が関係者に指導を行った場所及び関係者が廃置を運搬しようとした場所（以下「行為地等」という。）について

不法投棄の現場は、一般に府民の目に触れにくい場所であり、一度不法投棄があると、すぐに全量撤去しないと不法投棄が不法投棄を呼ぶという状況である。不法投棄された場所を公開することは、何ら不法投棄の抑止力にならないばかりか、むしろ不法投棄を拡大するおそれを生じさせる。

そのような状況の下で行為地等を明らかにすると、行為地等において、いわゆる「不法投棄適地」として第二、第三の不法投棄が行われるおそれが生じるなど、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、条例第6条第5号に該当すると判断し公開しないこととした。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由について

(1) 関係個人情報について

実施機関は、関係個人情報が条例第6条第1号及び第5号に該当すると説明する。

したがって、まず関係個人情報が条例第6条第1号に該当するか否かを検討、判断し、なお必要があればその余について検討、判断する。

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 条例第6条第1号該当性について

関係個人情報のうち、実施機関が現場に居合わせた関係者から聴取した当該者の氏名、電話番号、生年月日、住所及び写真に記録された現場に居合わせた関係者の容姿については、当該情報が収集された状況等から従業員の情報であると認められる。したがって、従業員がどのような事業活動に従事しているのかという情報は当該従業員の社会活動を表す情報であり、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

また、現場に居合わせた関係者が証言した、土地所有者であるとする者の氏名及び現場に居合わせた関係者に廃置の運搬を指示したとする者の氏名については、本件指導事案に関係することが十分に確認されていないにもかかわらず当該者の氏名が証言されているものであり、個人に関する情報であって、個人が特定され

得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

なお、関係個人情報が条例第6条第1号に該当すると認められるので、条例第6条第5号に該当するか否かについては審査会として判断を行わないものとする。

(2) 関係法人等情報について

実施機関は、関係法人等情報が条例第6条第3号及び第5号に該当すると説明する。

したがって、まず関係法人等情報が条例第6条第3号に該当するか否かを検討、判断し、なお必要があればその余について検討、判断する。

ア 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

イ 条例第6条第3号該当性について

異議申立人は三重県における公文書開示請求により開示された情報と同一の情報が本件公文書では非公開とされていると思われるため、それらの情報については公開すべきであると主張する。

審査会が調査したところによれば、関係法人等情報のうち、関係法人の名称及び自動車登録番号については、三重県の公文書開示請求において既に公にされていることが認められた。

したがって、関係法人の名称及び自動車登録番号については、当該関係法人が本件指導事案に関与していることは既に明らかであり、これらの情報を公開することにより当該関係法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、実施機関が関係場所の所在地として非公開とした廃置の保管場所、関係法人の所在地及び電話番号については、廃置の保管場所に設置された看板に同所が関係法人の資材置き場であることや関係法人の所在地及び電話番号が掲示されていることから、これらの情報を公開することにより当該関係法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、実施機関が非公開とした関係者の屋号については、当該者が本件指導事案において、違法行為の主体として特定されてい

るとは言えないにもかかわらず、その屋号が公開されると、当該者があたかも違法行為の主体として特定されているかのような誤解を生じ、当該者の社会的評価や信用が損なわれるなど、当該者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

エ 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、廃棄物の不適正な処理を発見した場合には、廃棄物処理法に基づき、行為者等に対して、直ちに指導を行うとともに廃棄物の適正な処理をさせており、そのような状況の下で、行為者等が特定される情報を公にすると、行為者等が実施機関の指導に従わなくなり、その結果、現場がそのまま放置され、不法投棄が不法投棄を呼ぶなど、事務事業の性質上、問題解決の遅延等を招き、当該又は同種の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、関係法人等情報については条例第6条第5号に該当すると主張する。

しかし、仮にそのような理由があったとしても、本件指導事案においては、関係法人の名称及び自動車登録番号が既に公表されているため、そのおそれは消滅している。

したがって、関係法人等情報のうち、関係者の屋号を除いては、条例第6条第5号には該当しない。

なお、関係者の屋号については、前記イで判断したとおり、条例第6条第3号に該当すると認められるので、条例第6条第5号に該当するか否かについては審査会として判断を行わないものとする。

(3) 行為地等について

実施機関は不法投棄が行われた現場がどこであることを公開すると、その場所が「不法投棄適地」として、第二、第三の不法投棄が行われるおそれがあり、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第5号に該当すると主張する。

しかし、不法投棄の現場は、外部から広く認知できるものであり、不法投棄が行われた現場がどこであるのかという情報は、行政機関

しか把握できない情報ではなく、一般に知り得る情報である。

したがって、そのような情報を公開することにより不法投棄が助長されるおそれがあるとは認めらず、条例第6条第5号には該当しない。

3 結論

以上の理由から、「第1審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表 1

公開すべき部分
・ 関係法人の名称、所在地、電話番号、自動車登録番号及び廃置の保管場所の所在地
・ 実施機関が関係者に指導を行った場所及び関係者が廃置を運搬しようとした場所

別表 2

非公開とした部分	非公開事由
・ 現場に居合わせた関係者の氏名、電話番号、生年月日、住所及び写真に記録された容姿	・ 条例第 6 条第 1 号 ・ 条例第 6 条第 5 号
・ 現場に居合わせた関係者が証言した、土地所有者であるとする者の氏名及び現場に居合わせた関係者に廃置の運搬を指示したとする者の氏名	・ 条例第 6 条第 1 号 ・ 条例第 6 条第 5 号
・ <u>関係法人の名称、所在地、電話番号、自動車登録番号及び廃置の保管場所の所在地</u>	・ 条例第 6 条第 3 号 ・ 条例第 6 条第 5 号
・ 関係者の屋号	・ 条例第 6 条第 3 号 ・ 条例第 6 条第 5 号
・ <u>実施機関が関係者に指導を行った場所及び関係者が廃置を運搬しようとした場所</u>	・ 条例第 6 条第 5 号

(下線部分が別表 1 の部分に該当)

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 4月17日	諮問書の受理
平成18年 5月25日	実施機関の理由説明書の受理
平成18年 6月14日	異議申立人の意見書の受理
平成18年 6月27日	第1回審査会
平成18年10月17日	第2回審査会
平成18年12月 5日	第3回審査会
平成19年 1月16日	第4回審査会
平成19年 2月19日	答 申